

議案第 46 号

朝来市特別職の常勤職員の給与条例の一部を改正する条例制定について
朝来市特別職の常勤職員の給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 5 月 15 日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

令和 2 年 6 月に支給する市長、副市長及び教育長の期末手当を減額するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市特別職の常勤職員の給与条例の一部を改正する条例

朝来市特別職の常勤職員の給与条例（平成 17 年朝来市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 2 年 6 月期の期末手当の特例）

- 6 令和 2 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 3 条第 4 項の規定に関わらず、同条第 3 項から第 5 項まで及び第 7 項の規定に基づいて支給されるべき期末手当の額から、これらの額に、市長にあっては 100 分の 50、副市長及び教育長にあっては 100 分の 20 を、それぞれ乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 46 号資料

朝来市特別職の常勤職員の給与条例新旧対照表

現 行	改 正 案
附 則 1～5（略）	附 則 1～5（略） <u>（令和 2 年 6 月期の期末手当の特例）</u> 6 <u>令和 2 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 3 条第 4 項の規定に関わらず、同条第 3 項から第 5 項まで及び第 7 項の規定に基づいて支給されるべき期末手当の額から、これらの額に、市長にあつては 100 分の 50、副市長及び教育長にあつては 100 分の 20 を、それぞれ乗じて得た額を減じて得た額とする。</u>